

(別紙)

機械設備工事におけるにおける直接経費工事費等の取扱いは以下のとおりとする。

土木工事積算基準		機械設備	
		製作工事	据付工事
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 直接工事費 ・材料費 ・機械単体費 ・労務費 </div>	↔	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 直接製作費 ・材料費 ・機器単体費 $\times 6 / 10$ ・労務費 ・塗装費 ・直接経費 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 直接工事費 ・輸送費 ・材料費 ・労務費 ・塗装費 ・直接経費 ・仮設費 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 間接工事費 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 間接製作費 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 間接工事費 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 共通仮設費 </div>	↔	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 間接労務費 $\text{機器単体費} \times 1 / 10$ </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 共通仮設費 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 現場管理費 </div>	↔	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 工場管理費 $\text{機器単体費} \times 2 / 10$ </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 現場管理費 据付間接費 </div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 設計技術費 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 一般管理費等 </div>	↔	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 一般管理費等 $\text{機器単体費} \times 1 / 10$ </div>	

一般管理費

・施工にあたる企業の本支店において必要な経常費用（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費等） 工事原価×率

共通仮設費

・間接工事費の一部で工事目的物を形として残さない間接的にかかわる費用（事業損失防止費、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費等） 直接工事費×率 + 積上げ

現場管理費

・間接工事費の一部で、工事の施工において現場で必要となる工事管理を実施するのに必要な費用（労務管理費、安全訓練等費、従業員給料手当、退職金、福利厚生費、通信交通費等） 純工事費×率

間接労務費

・工場製作にかかる間接費（間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、製作外注費、横持運搬費） 労務費×率

工場管理費

・工場製作にかかる間接費（消耗工具備品費、工場消耗費、事務用品費、通信・交通費、動力・用水・光熱費等）（純製作費－材料費等）×率

据付間接費

・据付工事部門等を管理運営するために要する費用（間接工・管理業務者の給料手当、据付工の退職金、事務用品費、交通通信費等） 据付工労務費×率

設計技術費

・システム設計に係る従業員並びに間接工の給料手当、システム設計に係る管理費等（製作原価+据付工事原価）×率

※見積等により、機器単体費（直接製作費計上分）が区分できない場合は、次のとおりとする。

- ・機器単体費に10分の6を乗じた額を「機器単体費を除く直接製作費」に加える。
- ・機器単体費に10分の1を乗じた額を「間接労務費」に加える。
- ・機器単体費に10分の2を乗じた額を「工場管理費」に加える。
- ・機器単体費に10分の1を乗じた額を「一般管理費等」に加える。